

令和5年度中山間地域での特用林産業仕事づくりモデル構築事業業務委託
企画提案競技実施要領

1 目的

中山間地域での特用林産業仕事づくりモデル構築事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

中山間地域での特用林産業仕事づくりモデル構築事業業務委託仕様書による。

3 契約上限額

8,998,745円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

5 参加資格要件

- (1)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）第5条の許可を受けていること。
- (2)派遣法第14条の規定による許可の取消し及び事業の停止命令を受けていないこと。
- (3)宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (4)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (5)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (6)この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、国や宮崎県及び市町村から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (7)県税に未納がない者。
- (8)宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (9)地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 公告 | 令和5年6月30日（金） |
| (2) 質問等の締切 | 令和5年7月7日（金）午後5時まで |
| (3) 企画提案書の提出締切 | 令和5年7月21日（金）午後5時まで |
| (4) 審査結果の通知 | 令和5年7月下旬 |

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の内容

本実施要領2の「委託の内容」を参照の上、提案すること。

(2) 提出書類

① 企画書（6部）

- (ア) 提出する企画案は1案のみとする。
- (イ) 企画書の表紙は別紙1（A4サイズ）とする。
- (ウ) 表紙以外は、A4サイズで任意様式とする。
- (エ) 次の事項全てについて必ず記載すること。
 - ・ 本業務の実施体制
 - ・ 本業務に類似した業務実績
 - ・ 本業務のスケジュール
 - ・ 業務委託仕様書の2の業務内容に定める各項目

② 見積書（原本1部、写し5部）

- ・ A4サイズで任意様式とする。
- ・ 業務委託仕様書の2の業務内容に定める各項目について積算した見積書を提出すること。

③ 添付書類

- ・ 直近の決算書の写し（6部）
- ・ 誓約書（別紙2）（原本1部、写し5部）

(3) 提出先

下記18を参照

(4) 提出期限

令和5年7月21日（金）午後5時

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

(6) 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

9 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙3）を提出すること。

(1) 提出先

下記18を参照

(2) 提出期限

令和5年7月7日（金）午後5時までとする。

(3) 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(4) 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、県ホームページにより回答する。（質問者名は公表しない。）

10 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 内容構成力

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
- ・計画的な業務スケジュールとなっているか。

② 独創性

- ・提案内容に独創性があるか。

③ 運営体制

- ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。

④ 経済性

- ・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

⑤ 実績

- ・本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

11 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査（書面審査）し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

12 審査結果通知

令和5年7月下旬を目処に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

13 当手続き中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

(1) 当該手続きの参加資格を満たさなくなったとき

(2) 提案書を期限までに提出しないとき

(3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

(4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

(5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき

(6) (1)から(5)に掲げるもののほか、当該手続きに関する条件に違反したとき

14 13に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

15 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

16 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。但し、宮崎県財務規則第101条の第2項の規定に該当する場合は免除する。

17 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いまたは概算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

18 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担当 宮崎県環境森林部山村・木材振興課特用林産振興担当 (担当 酒井)
- (3) 連絡先 電話番号 0985-26-7157
FAX 0985-28-1699
E-mail sanson-mokuzai@pref.miyazaki.lg.jp